

# 山梨県公報

第六百五十五号

令和八年

五月十八日

月曜日

## 目次

### 告示

○包括外部監査契約の締結

○道路の区域変更

### 公告

○土地改良区役員の退任及び就任（二件）

### 教育委員会

○落札者の決定について

### 正誤

○令和八年四月二日付第六百四十三号中

# 告示

## 山梨県告示第四百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和八年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 令和八年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 野中孝憲 山梨県甲府市下飯田
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払及び必要に応じて行う前金払

山梨県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年六月八日まで一般の縦覧に供する。

令和八年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市山宮町字西橋場六八〇番三地先から 甲府市山宮町字西橋場六八〇番三地先まで	一六・四 一六・五	一六・四 一七・四		一〇・〇

# 公 告

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、忍草土地改良区から役員が退任及び就任した旨届出があつたので次のとおり公告する。

令和八年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

## 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	大森光秀	南都留郡忍野村忍草四百八十九番地	令和八年三月三十一日
副理事長	大森義彦	南都留郡忍野村忍草五百番地	同
同	天野博	南都留郡忍野村忍草千四百十三番地二	同
理事	広瀬和志	南都留郡忍野村忍草七百八十二番地	同
同	天野幸彦	南都留郡忍野村忍草百二十六番地	同
同	天野悟	南都留郡忍野村忍草七百五十二番地	同
同	渡辺公昌	南都留郡忍野村忍草三百二十番地	同
同	渡辺利男	南都留郡忍野村忍草千百三十六番地	同
同	大森重信	南都留郡忍野村忍草千百八十八番地三	同
同	天野浩徳	南都留郡忍野村忍草九百十八番地	同
同	天野正保	南都留郡忍野村忍草七百五十五番地	同
同	大森健城	南都留郡忍野村忍草三千四百十五番地	同
監事	渡辺嘉勝	南都留郡忍野村忍草二百三十番地	同
同	天野弥寿義	南都留郡忍野村忍草七百四十六番地	同
同	大森吉昌	南都留郡忍野村忍草千四十三番地	同

## 二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	天野幸彦	南都留郡忍野村忍草百二十六番	令和八年四月一日



◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、忍野村内野土地改良区から役員が退任及び就任した旨届出があったので次のとおり公告する。  
令和八年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	後藤政行	南都留郡忍野村内野五百一番地	令和八年三月三十一日
副理事長	小林安德	南都留郡忍野村内野千七百九十四番地	同
同	渡辺広人	南都留郡忍野村内野九十九番地	同
同	小山田進	南都留郡忍野村内野四千八百八十二番地	同
理事	小山田進	南都留郡忍野村内野四千八百八十二番地	同
同	山崎敦史	南都留郡忍野村内野四千七百四十五番地	同
同	栗林賢一	南都留郡忍野村内野二百一番地一	同
同	川口美良	南都留郡忍野村内野四千六百二十七番地	同
同	天野貴雅	南都留郡忍野村内野二百番地	同
同	渡辺松好	南都留郡忍野村内野四千六百七十番地	同
同	後藤信幸	南都留郡忍野村村内野二百八十五番地	同
同	小山田武士	南都留郡忍野村内野六百二番地	同
同	三浦恵二	南都留郡忍野村内野四千七百六十八番地一	同
監事	三浦常彦	南都留郡忍野村内野千七百九十番地	同
同	渡辺純也	南都留郡忍野村内野三十八番地	同
同	栗林賢一	南都留郡忍野村内野二百一番地一	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	後藤和雄	南都留郡忍野村内野二百四十番地	令和八年四月一日



# 教育委員会

## ◎ 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年五月十八日

山梨県総合教育センター所長 中 村 智 司

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
  - (一) 名称 県立学校におけるICT支援員業務
  - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
  - (一) 名称 山梨県総合教育センターICT教育支援センター
  - (二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地
- 三 落札者を決定した日 令和八年三月二十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
  - (一) 名称 株式会社エージェント
  - (二) 住所 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十五番十二号
- 五 落札金額 四千六百五十九万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和八年二月十九日

正 誤

行	誤	正
---	---	---

○ 令和八年四月二日山梨県告示第百二十一号（都市計画事業の事業計画の変更認可）  
一 山梨県告示第百二十一号 山梨県告示第百二十一号の二